

発 本 原 第 2 2 1 号
平成 2 6 年 2 月 2 8 日

原子力規制委員会
原 子 力 規 制 庁
原子力防災課長 殿

九 州 電 力 株 式 会 社
発 電 本 部
原 子 力 管 理 部

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 2 6 年 3 月 1 日付独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行により、「玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正が必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（規程）」に基づく軽微な変更扱いとして、平成 2 6 年 3 月 1 日から次回修正までの期間、以下のとおり読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

敬 具

○読み替え箇所

・添付資料(玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表) 参照

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現行	読み替え後	理由
(26) 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）及び独立行政法人原子力安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワークをいう。 (27) 警戒事象 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象として、原子力事業者から原子力規制委員会へ連絡する事象をいう。 (28) 警戒事態 その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階をいう。 (29) 特定事象 原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。 第3節 原子力事業者防災業務計画の基本的な考え方 原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階及び事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期することが第一である。特に運転の段階においては、運転管理及び燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法に基づく保安規定に記載されているため、この計画の範囲から除外している。 従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。 (1) 原子力災害予防対策の実施 周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。 (2) 緊急事態応急対策等の実施 迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定の事象発生時の通報、緊急時体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣等。 (3) 原子力災害事後対策の実施 適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等。	(26) 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター及び緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）とを接続する情報通信ネットワークをいう。 (27) 警戒事象 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象として、原子力事業者から原子力規制委員会へ連絡する事象をいう。 (28) 警戒事態 その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階をいう。 (29) 特定事象 原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。 第3節 原子力事業者防災業務計画の基本的な考え方 原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階及び事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期することが第一である。特に運転の段階においては、運転管理及び燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法に基づく保安規定に記載されているため、この計画の範囲から除外している。 従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。 (1) 原子力災害予防対策の実施 周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。 (2) 緊急事態応急対策等の実施 迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定の事象発生時の通報、緊急時体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施及び関係機関への原子力防災要員派遣等。 (3) 原子力災害事後対策の実施 適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等。	独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う読替

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現行	読み替え後	理由
3 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 原子力管理部長は、別表3-3に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。 なお、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。 4 発電所及び本店等に備え付ける資料 (1) 発電所 原子力防災管理者は、別表3-3に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。 (2) 本 店 原子力管理部長は、別表3-3に定める資料を、本店に備え付ける。また、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。 (3) 原子力事業所災害対策支援拠点 原子力管理部長は、別表3-3に定める資料を、原子力事業所災害対策支援拠点において使用できるように、別表3-4に定める資機材等保管場所に備え付ける。また、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。 第4節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検 1 緊急時対策所 (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図3-4及び別表3-5に定める緊急時対策所を常に使用可能な状態に整備する。 (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。 なお、大規模自然災害等の影響を考慮し、代替緊急時対策所も整備しておく。 (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所等に供給する。 (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所等に別表3-6に定める非常用通信機器及びテレビ会議システムを配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、原子力防災管理者は、非常用通信機器及びテレビ会議システムを定期的に保守点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。 (5) 原子力防災管理者は、原子力災害対策関係機関（総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応セ	3 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料 原子力管理部長は、別表3-3に定める、オフサイトセンターに備え付ける資料と同等の資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるため、原子力規制庁内の指定された場所へ配置する。 なお、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。 4 発電所及び本店等に備え付ける資料 (1) 発電所 原子力防災管理者は、別表3-3に定める資料を、発電所に備え付ける。また、原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。 (2) 本 店 原子力管理部長は、別表3-3に定める資料を、本店に備え付ける。また、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。 (3) 原子力事業所災害対策支援拠点 原子力管理部長は、別表3-3に定める資料を、原子力事業所災害対策支援拠点において使用できるように、別表3-4に定める資機材等保管場所に備え付ける。また、原子力管理部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。 第4節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検 1 緊急時対策所 (1) 原子力防災管理者は、発電所に別図3-4及び別表3-5に定める緊急時対策所を常に使用可能な状態に整備する。 (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。 なお、大規模自然災害等の影響を考慮し、代替緊急時対策所も整備しておく。 (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所等に供給する。 (4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所等に別表3-6に定める非常用通信機器及びテレビ会議システムを配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、原子力防災管理者は、非常用通信機器及びテレビ会議システムを定期的に保守点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。 (5) 原子力防災管理者は、原子力災害対策関係機関（総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター等）、原子力施設事態即応センター、原子力事業所災害対策支援拠点等と確実な通信連絡	独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う読替

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現行	読み替え後	理由
ンター等)、原子力施設事態即応センター、原子力事業所災害対策支援拠点等と確実な通信連絡が行えるよう、別表３－２に定める通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。 ２ 原子力事業所災害対策支援拠点 (１) 原子力管理部長は、別図３－５及び別表３－４に定めるとおり、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補を、あらかじめ選定しておく。 なお、施設選定にあたっては、地震等の自然災害が発生した場合も考慮するものとする。 (２) 原子力管理部長は、原子力事業所災害対策支援拠点に電源を供給できるよう、別表３－４に定める非常用電源を資機材等保管場所に配備する。 (３) 原子力管理部長は、別表３－４に定めるとおり、資機材等を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。 (４) 原子力管理部長は、原子力災害対策関係機関（総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター等）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等と確実な通信連絡が行えるよう、別表３－４に定めるとおり、通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。 (５) 原子力管理部長は、資機材に係る輸送体制をあらかじめ整備しておく。 ３ 原子力施設事態即応センター (１) 原子力管理部長は、別表３－７に定める原子力施設事態即応センターを、常に使用可能な状態に整備する。 (２) 原子力管理部長は、原子力施設事態即応センターを地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。 (３) 原子力管理部長は、非常用電源を原子力施設事態即応センターに供給する。 (４) 原子力管理部長は、原子力施設事態即応センターに別表３－６に定める非常用通信機器及びテレビ会議システムを配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、原子力管理部長は、非常用通信機器及びテレビ会議システムを定期的に保守点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター、<u>オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構</u>との接続が確保できることを確認する。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。 (５) 原子力管理部長は、原子力災害対策関係機関（総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター等）、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点等と確実な通信連絡が行えるよう、別表３－７に定める通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。 (６) 原子力管理部長は、本店緊急時対策要員等が必要な期間にわたり原子力災害対応にあたるこ	が行えるよう、別表３－２に定める通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。 ２ 原子力事業所災害対策支援拠点 (１) 原子力管理部長は、別図３－５及び別表３－４に定めるとおり、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設の候補を、あらかじめ選定しておく。 なお、施設選定にあたっては、地震等の自然災害が発生した場合も考慮するものとする。 (２) 原子力管理部長は、原子力事業所災害対策支援拠点に電源を供給できるよう、別表３－４に定める非常用電源を資機材等保管場所に配備する。 (３) 原子力管理部長は、別表３－４に定めるとおり、資機材等を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。 (４) 原子力管理部長は、原子力災害対策関係機関（総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター等）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等と確実な通信連絡が行えるよう、別表３－４に定めるとおり、通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。 (５) 原子力管理部長は、資機材に係る輸送体制をあらかじめ整備しておく。 ３ 原子力施設事態即応センター (１) 原子力管理部長は、別表３－７に定める原子力施設事態即応センターを、常に使用可能な状態に整備する。 (２) 原子力管理部長は、原子力施設事態即応センターを地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。 (３) 原子力管理部長は、非常用電源を原子力施設事態即応センターに供給する。 (４) 原子力管理部長は、原子力施設事態即応センターに別表３－６に定める非常用通信機器及びテレビ会議システムを配備し、統合原子力防災ネットワークに接続する。 なお、原子力管理部長は、非常用通信機器及びテレビ会議システムを定期的に保守点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター及び<u>オフサイトセンター</u>との接続が確保できることを確認する。また、故障等が認められた場合、速やかに修理する。 (５) 原子力管理部長は、原子力災害対策関係機関（総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センター等）、緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点等と確実な通信連絡が行えるよう、別表３－７に定める通信機器を配備するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。 (６) 原子力管理部長は、本店緊急時対策要員等が必要な期間にわたり原子力災害対応にあたることができるよう、必要となる水、食料等の備蓄及び調達に係る体制等をあらかじめ整備しておく。	独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う読替

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現行	読み替え後	理由
別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象に関する連絡先 原子力 防災管理者 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 (原子力規制委員会) 佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 総務課 (玄海町長) 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事) 唐津市 (危機管理防災課、支所 (鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 市民課) 伊万里市 総務課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 総務課 糸島市 危機管理課 警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島) 消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里市、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署西部分署 松浦市消防署鷹島出張所 佐世保市消防局 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方气象台 原子力保安検査官 原子力防災専門官 本店通報連絡 責任者 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 → : ファクシミリ装置等による連絡 --- : 電話による連絡 1-3	別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象に関する連絡先 原子力 防災管理者 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会) 佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 総務課 (玄海町長) 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事) 唐津市 (危機管理防災課、支所 (鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 市民課) 伊万里市 総務課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 総務課 糸島市 危機管理課 警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島) 消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里市、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署西部分署 松浦市消防署鷹島出張所 佐世保市消防局 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方气象台 原子力保安検査官 原子力防災専門官 本店通報連絡 責任者 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 → : ファクシミリ装置等による連絡 --- : 電話による連絡 1-3	独立行政法人原子力安全基盤 機構の解散に関する法律の施 行に伴う読替

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現行	読み替え後	理由
別図2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内での特定事象発生時の通報先) 発電所 対策本部長 (原子力防災管理者) → 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 (原子力規制委員会) → 佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) → 玄海町 総務課 (玄海町長) → 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) → 福岡県 防災企画課 (福岡県知事) → 唐津市 (危機管理防災課、支所 (鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 市民課) 伊万里市 総務課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 総務課 糸島市 危機管理課 → 警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島) → 消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里市、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署西部分署 松浦市消防署鷹島出張所 佐世保市消防局 → 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台 → 原子力保安検査官 原子力防災専門官 → 災害警戒本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) * ↓ 本店対策本部 総括班長 → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 ■ : 原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ●● : 電話による着信確認 --- : 電話による連絡 * : 災害警戒本部等が設置されている場合に限る。	別図2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (発電所内での特定事象発生時の通報先) 発電所 対策本部長 (原子力防災管理者) → 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会) → 佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) → 玄海町 総務課 (玄海町長) → 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) → 福岡県 防災企画課 (福岡県知事) → 唐津市 (危機管理防災課、支所 (鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 市民課) 伊万里市 総務課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 総務課 糸島市 危機管理課 → 警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島) → 消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里市、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署西部分署 松浦市消防署鷹島出張所 佐世保市消防局 → 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台 → 原子力保安検査官 原子力防災専門官 → 災害警戒本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) * ↓ 本店対策本部 総括班長 → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 ■ : 原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ●● : 電話による着信確認 --- : 電話による連絡 * : 災害警戒本部等が設置されている場合に限る。	独立行政法人原子力安全基盤 機構の解散に関する法律の施 行に伴う読替

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現行	読み替え後	理由
別図2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (事業所外運搬での特定事象発生時の通報先) 事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者 原子力防災管理者 → 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 (原子力規制委員会) 国土交通省 海事局 検査測度課 (国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省 自動車局 環境政策課 (国土交通大臣) (事象発生場所が陸上の場合) 原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長 原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する警察署 原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する消防署 原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力防災管理者 → 原子力保安検査官 原子力防災専門官 本店通報連絡責任者 → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 1-5	別図2-4 原災法第10条第1項に基づく通報先 (事業所外運搬での特定事象発生時の通報先) 事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者 原子力防災管理者 → 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会) 国土交通省 海事局 検査測度課 (国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省 自動車局 環境政策課 (国土交通大臣) (事象発生場所が陸上の場合) 原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長 原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する警察署 原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する消防署 原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力防災管理者 → 原子力保安検査官 原子力防災専門官 本店通報連絡責任者 → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 1-5	独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う読替

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現行	読み替え後	理由
別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (発電所内での事象発生時の連絡先) 原子力防災管理者 ↓ (口頭) 発電所対策本部 総括班長 ※ → 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 (原子力規制委員会) → 佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 総務課 (玄海町長) 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事) → 唐津市 災害対策本部 (災害警戒本部を含む。) 唐津市 (支所 (鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 市民課) 伊万里市 総務課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 総務課 糸島市 危機管理課 → 警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島) → 消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里市、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署西部分署 松浦市消防署鷹島出張所 佐世保市消防局 → 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台 → 原子力保安検査官 原子力防災専門官 → オフサイトセンター (現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会) → 災害対策本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) * ↓ 本店対策本部 総括班長 ※ → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 ※ □ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ... : 電話による着信確認 --- : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。	別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (発電所内での事象発生時の連絡先) 原子力防災管理者 ↓ (口頭) 発電所対策本部 総括班長 ※ → 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会) → 佐賀県 原子力安全対策課 (佐賀県知事) 玄海町 総務課 (玄海町長) 長崎県 危機管理課 (長崎県知事) 福岡県 防災企画課 (福岡県知事) → 唐津市 災害対策本部 (災害警戒本部を含む。) 唐津市 (支所 (鎮西、肥前、呼子) 総務教育課) 松浦市 (防災課、鷹島支所 市民課) 伊万里市 総務課 佐世保市 防災危機管理局 平戸市 総務課 壱岐市 総務課 糸島市 危機管理課 → 警察本部 (佐賀県、長崎県、福岡県) 警察署 (唐津、松浦、伊万里、糸島) → 消防本部 (唐津市、松浦市、伊万里市、平戸市、壱岐市、糸島市) 唐津市消防署西部分署 松浦市消防署鷹島出張所 佐世保市消防局 → 唐津労働基準監督署 唐津海上保安部 警備救難課 佐賀地方気象台 → 原子力保安検査官 原子力防災専門官 → オフサイトセンター (現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会) → 災害対策本部 (佐賀県、玄海町、長崎県、福岡県) * ↓ 本店対策本部 総括班長 ※ → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 ※ □ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ... : 電話による着信確認 --- : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。	独立行政法人原子力安全基盤 機構の解散に関する法律の施行に伴う読替

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現行	読み替え後	理由
別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先) 事業所外運搬責任者 → 発電所対策本部 総括班長 原子力防災管理者 (口頭) ↔ 発電所対策本部 総括班長 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 (原子力規制委員会) 国土交通省 海事局 検査測度課 (国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省 自動車局 環境政策課 (国土交通大臣) (事象発生場所が陸上の場合) 事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部 * 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 * 現地災害対策本部又はオフサイトセンター * 本店対策本部 総括班長 → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 1-7 : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ---> : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。	別図2-5 原災法第10条第1項の通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先) 事業所外運搬責任者 → 発電所対策本部 総括班長 原子力防災管理者 (口頭) ↔ 発電所対策本部 総括班長 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課 (原子力規制委員会) 国土交通省 海事局 検査測度課 (国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合) 国土交通省 自動車局 環境政策課 (国土交通大臣) (事象発生場所が陸上の場合) 事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長 事象発生場所を管轄する警察署 事象発生場所を管轄する消防署 事象発生場所を管轄する労働基準監督署 事象発生場所を管轄する海上保安部 原子力保安検査官 原子力防災専門官 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部 * 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部 * 現地災害対策本部又はオフサイトセンター * 本店対策本部 総括班長 → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課 1-7 : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ---> : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。	独立行政法人原子力安全基盤 機構の解散に関する法律の施 行に伴う読替

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画
 読み替え表

現行	読み替え後	理由
玄海原子力発電所における解釈 <オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合> 原子力規制庁オンサイト統括補佐（<u>原子力防災課事故対処室長</u>）が判断したとき。 1－67	玄海原子力発電所における解釈 <オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合> 原子力規制庁オンサイト統括補佐（<u>原子力防災政策課事故対処室長</u>）が判断したとき。 1－67	独立行政法人原子力安全基盤 機構の解散に関する法律の施 行に伴う読替